

岐阜経済大学外国人留学生宿舎規程

(制定1994年4月1日)

(目的)

第1条 岐阜経済大学に、外国人留学生の居住施設として、岐阜経済大学外国人留学生宿舎(以下「宿舎」という。)を置く。

(管理)

第2条 宿舎の管理運営は、学生部長がこれを統轄する。

(宿舎)

第3条 この規程に定める宿舎の名称、室数及び所在地は別表第1-1と別表第1-2の通りとする。

(入居資格)

第4条 宿舎に入居できる者は、本学の外国人留学生とし、学部新生及び短期留学生を優先とする。

2 宿舎に余裕があるときは、大学院生、別科生及び科目等履修生が入居することができる。

3 次の各号の一に該当するときは、宿舎への入居資格を失う。

(1) 留学生としての身分を取り消されたとき

(2) 休学したとき

(3) その他留学生として適格ではないと認められる事項が生じたとき

(入居期間)

第5条 宿舎に入居できる期間は、入学した年度の4月から翌年3月25日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに大学より退去の指示がない場合は1年間継続して入居できるものとし、以後卒業まで同様に取り扱うものとする。

(入居願・入居誓約書)

第6条 宿舎に入居を希望する者は、所定の入居願・入居誓約書を指定の期日までに学生部長に提出しなければならない。

(入居許可)

第7条 入居者は、学生部長がこれを決定する。

(預かり保証金)

第8条 入居者は、預かり保証金として金30,000円を入居時(鍵の受け渡し)に、預託するものとする。

2 入居契約の期間中、預かり保証金をもって第9条及び第10条に定める費用に充当することはできない。

3 預かり保証金は、入居契約が終了し、一切の債務を履行した後に返還するものとする。但し、損害金等があればこれを差し引いて、入居者にその預かり保証金を返還するものとする。

4 預かり保証金返還の期日は、前項の債務履行後より1ヶ月以内とする。但し、損害金等が預かり保証金の金額を上回る場合、入居者は退居後1ヶ月以内に不足分を支払わなければならない。

5 預かり保証金に利息は付さないものとする。

6 預かり保証金に関する返還請求権を第三者に譲渡してはならない。

(入居費)

第9条 別表第1-1の入居者は、部屋代、共益費及び光熱水費を、毎月15日

までにその当月分を別表第2 - 1の通り納入するものとする。

- 2 別表第1 - 2の入居者は、部屋代については、毎月15日までにその当月分を別表第2 - 2の通り納入するものとし、各居室の光熱水費については、各々個別の契約に基づき負担するものとする。

(入居者の費用負担)

第10条 入居者の費用負担は、次の通りとする。

(1) 入居者の居室における電気、ガス、上下水道、電話代等の使用料

(2) 入居者が生活するうえで必要な居室内の消耗品費

(3) 入居者の居室内備品の紛失・破損に伴う原状回復費用

(入居者の注意義務)

第11条 入居者は、宿舍を善良なる管理者としての注意をもって使用しなければならない。

- 2 入居者は、宿舍内に立ち入り点検する必要があるときは、協力しなければならない。

- 3 入居者は、別に定める岐阜経済大学留学生宿舍使用心得を厳守し、宿舍にふさわしい住環境の維持・向上に努めなければならない。

(禁止事項)

第12条 入居者は、宿舍内における基本的施設設備等の増設又は変更をしてはならない。

- 2 入居者は、居住以外の目的に転用又は併用してはならない。

- 3 第三者に転貸(同居、共同使用等の行為を含む。)してはならない。

- 4 危険物等の持込みをしてはならない。

- 5 騒音等による近隣への迷惑行為及び動物等の飼育をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 入居者及びその訪問者等が故意又は過失により宿舍に損害を与えた場合は、直ちに大学に通知するとともにその損害を入居者が賠償しなければならない。

- 2 前項において近隣その他第三者に損害を与えた場合には、入居者がその賠償をしなければならない。

(留学生宿舍委員・留学生宿舍委員会)

第14条 各宿舍には、留学生宿舍委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、宿舍に居住する留学生のうちから居室数に応じて選ばれる。

- 3 委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

- 4 委員が複数の場合は、委員の互選により委員長を選出し、留学生宿舍委員会をおく。

- 5 委員長は、必要に応じて留学生宿舍委員会を招集し大学と入居者との連絡・調整事項について協議する。

- 6 委員は次の事項を行う。

(1) 委員は、大学と入居者との連絡、調整を行う。

(2) 宿舍の住環境の維持・向上のために協議する。

(3) 留学生の留学中における生活助言を行う。

(4) 第11条に定める注意義務を入居者に徹底する。

(留学生宿舍連絡会議)

第15条 本学には、留学生宿舍連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議は、各宿舎の委員、学生部長及び学生課長をもって構成する。

3 連絡会議は、次の事項を協議する。

(1) 入居者の注意義務(第11条)に関する事項

(2) その他宿舎の使用に関する事項

(中途解約・宿舎間移動)

第16条 入居契約の期間中に解約する場合は、所定の退居願を解約日(毎月月末とする)の1ヶ月前までに学生部長に届け出てその許可を得なければならない。

2 入居契約の期間中に宿舎間の移動を願い出る場合にあっては、解約及び入居願い等諸手続きを経なければならない。

(退居命令)

第17条 入居者が次の各号の一に該当する場合は、学生部長は退去を命ずることができる。

(1) 入居費等の支払を怠り、滞納した場合

(2) 入居資格を失った場合(第4条)

(3) 第12条(禁止事項)の各項目のいずれかに違反した場合

(4) 宿舎内の秩序を著しく乱し、又は宿舎生活が不相当と認められた場合

(明渡し)

第18条 入居契約の終了、中途解約及び退居を命ぜられたときは、入居者は直ちに学生課の確認を受けた上で明渡し、鍵を返還するものとする。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、学生部学生課が行う。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2003年4月1日から施行する。

2 岐阜経済大学外国人留学生用借上宿舎入居規程(制定1995年4月1日)は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2004年2月1日から施行する。

別表第 1 - 1 (第 3 条関係) 宿舎

	名 称	所在地
1	岐阜経済大学留学生宿舎	三津屋町 5 丁目 2 7 番地の 1
2	和泉荘	日の出町 2 丁目 1 0 0 番地の 1
3	中川荘	中川町 2 丁目 1 7 2 番地
4	岩田寮 C 棟	興福地町 1 丁目 6 6 番地
5	岩田寮 G 棟	三津屋町 5 丁目 1 5 番地
6	岩田寮 D 棟	興福地町 1 丁目 6 6 番地

別表第 1 - 2 (第 3 条関係) 宿舎

	名 称	所在地
1	カレッジナカムラ	三津屋町 1 丁目 1 8 番地
2	HOUSE NASA	枝郷 5 丁目 3 0
3	大垣ハイツ YAMAMOTO	神戸町 斎田向本割 1364 - 79
4	ロイヤルミノウラ	楽田町 7 丁目 5 6
5	カノ - コ - ポ	神戸町 加納 3 7 1 - 2

別表第 2 - 1 (第 9 条関係) 入居費 () 内別科生・科目等履修生

	名称	室数	月額 部屋代	月額 共益費	各居室の 光熱水費	備考
1	岐阜経済大学留学生宿舎	2 0	19,000 円 (23,000 円)	2,500 円 (2,500 円)	電気使用量に 電気料単価を 乗じた額	
2	和泉荘	1 6	15,000 円 (19,000 円)	2,500 円 (2,500 円)		
3	中川荘	2 2	19,000 円 (23,000 円)	2,500 円 (2,500 円)		
4	岩田寮 C 棟	2 2	19,000 円 (23,000 円)	2,500 円 (2,500 円)		
5	岩田寮 G 棟	4 0	21,000 円 (23,000 円)	2,500 円 (2,500 円)		
6	岩田寮 D 棟	2 0	19,000 円 (23,000 円)	2,500 円 (2,500 円)		

(注) 共益費は、宿舎の共同部分における清掃費、ゴミ回収費とする。

別表第 2 - 2 (第 9 条関係) 入居費 () 内別科生・科目等履修生

	名称	室数	月額 部屋代	各居室の光熱水費	備考
1	カレッジナカムラ	9	32,000 円 (32,000 円)	個別の契約に 基づく負担	2 名で 使用する
2	HOUSE NASA	20	24,000 円 (24,000 円)		
3	大垣ハイツ YAMAMOTO	5	28,000 円 (31,000 円)		
4	ロイヤルミノウラ	9	28,000 円 (31,000 円)		
5	カノ - コ - ポ	8	28,000 円 (31,000 円)		